



機密情報管理に関するポリシー

DPC マネジメント研究会ベンチマーク部会から DPC データの管理および成果物の配信業務を受託したゴールデnrルース・コンサルティング株式会社（以下「GR」という）の、貴院よりお預かりする全てのデータ、および GR を通して提供されるデータ・分析報告書（機密情報）の管理に関するポリシーです。

（1 機密情報の定義）

機密情報とは、本検討に関して貴院または GR が相手方から開示を受ける機密性を有する一切の営業上または技術上の情報を示します。但し、以下の各号に該当する場合にはその限りではありません。

1. 相手側開示を受ける前より既に保有していた情報
2. 正当な手段により、第三者から受けた情報
3. 公に公表されており、一般に入手可能な情報
4. 開示者が事前に書面により公表を承認した情報
5. 開示を受けた相手方が独自の方法により開発した情報

（2 GR が誓約すること）

GR は、貴院から提出されたあらゆるデータを、暗号処理化して個人情報、病院名が削除されたうえで、GR が保有するベンチマークデータベースに加えます。

GR は、社内ですらで定めたセキュリティポリシーを厳守することを誓い、分析に使用した全ての情報とデータを厳に秘密として保持することを誓約します。

GR は、患者等の個人情報、病院名が特定される形で外部に示さないことを誓約します。

（3 貴院にお願いすること）

GR から提供される機密情報（データ・報告書）について、貴院に属する従業員のみを開示できるものとし、貴院に属する従業員が自由に加工することができます。ただし、ベンチマーク情報を含む加工物を、貴院以外の方に開示する場合は、GR に事前の書面による承諾をとってください。

（4 情報の帰属）

本覚書に基づき開示される情報に関する商標、特許、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下総称して「知的財産権」という）に基づく権利について、貴院は情報の開示を受けたことにより、黙示的であると否とを問わず、当該権利について GR から何らの権利を許諾されたものとはみなされません。

（5 合意管轄）

貴院および GR との機密情報管理に関連して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。